看護小規模多機能型居宅介護　わかたけの家
看護小規模多機能型居宅介護　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人 若竹大寿会が開設する看護小規模多機能型居宅介護　わかたけの家（以下、「事業所」という。）が行う看護小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の介護支援専門員、介護従業者及び看護職員（以下「従業者」という。）が、その居宅又は当該事業所において、療養上の管理の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等の適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護者となった場合においても、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すとともに、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　名称　　看護小規模多機能型居宅介護　わかたけの家

(2)　所在地　横浜市神奈川区新子安 1-24-13

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

(2)　介護支援専門員　１名以上（常勤１名以上）

介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画（以下、「看護小規模多機能型居宅介護計画等」という。）の作成、法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行等を行う。

(3)　介護従業者　９名以上（常勤８以上、非常勤１名以上）

介護従業者は、看護小規模多機能型居宅介護計画等に基づき、看護小規模多機能型居宅介護の業務に当たる。

(4)　看護職員　4名以上（常勤2以上、非常勤2以上）

看護職員は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき、利用者に対して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。看護職員のうち、常勤の保健師又は看護師は、指示書に基づき、看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)　営業日　　365日

(2)　営業時間（基本）

ア　通いサービス　8：00～19：00

イ　宿泊サービス　19：00～ 8：00

ウ　訪問サービス　24時間

（看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

第6条　看護小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員は次のとおりとする。

(1)　登録定員　29名

(2)　通いサービスの利用定員　18名

(3)　宿泊サービスの利用定員　9名

（看護小規模多機能型居宅介護の内容）

第7条　看護小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとし、通いサービスを中心として、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて随時訪問サービスや宿泊サービスを提供することにより、療養上の管理の下で利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。

(1)　通いサービス

療養上の管理の下、事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

(2)　宿泊サービス

療養上の管理の下、事業所に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

(3)　訪問サービス

療養上の管理の下、利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（短期利用居宅介護）

第8条　事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期

利用居宅介護」という。）を提供する。
2　短期利用居宅介護は、当該事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。
（算定式）
当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第１位以下四捨五入）
3　短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
4　短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（看護小規模多機能型居宅介護の利用料その他の費用の額）
第９条　看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。
2　第９条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道１㎞ごとに 35 円。往復分を徴収する。
3　利用者の希望によるその他の費用
(1)　食事代　　朝食 400 円、昼食 750 円、おやつ代 130 円、夕食 650 円
(2)　宿泊代　　１泊　3,000 円
(3)　おむつ、パット代　リハビリパンツ 86 円、おむつ 100 円、尿取りパット 20 円
(4)　教養娯楽費　実費
4　第１項から第３項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
5　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）
第 10 条　通常の事業の実施地域は、
神奈川区：新子安 1～2 丁目、子安台 1～2 丁目、入江 1～2 丁目、子安通 1～3 丁目、浦島丘、亀住町、浦島町、新町、東神奈川 2 丁目、新浦島町 1～2 丁目、守屋町 1～4 丁目、千若町 1～3 丁目、神之木町、神之木台、西寺尾 1～4 丁目、七島町、西大口、大口仲町、大口通、松見町 1～3 丁目、白幡西町、白幡南町、白幡東町、白幡上町、白幡仲町、白幡向町、立町、鳥越、富家町
港北区：菊名 2 丁目、港北区仲手原 1 丁目
鶴見区：生麦 1.3.4 丁目、岸谷 1～4 丁目、東寺尾 1～5 丁目、馬場 1.3 丁目

（サービス利用にあたっての留意事項）
第 11 条　利用者が看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

(1)　サービス利用前には健康状態の確認を行うものとし、利用者の体調、感染症の疑いその他の状況により、サービス内容の変更又は利用を中止する場合があること。
(2)　利用の中止又は変更を希望する場合は、可能な限り事前に事業所へ連絡すること。
(3)　主治医の受診状況、服薬内容、心身の状態の変化等について、必要に応じて事業所へ情報提供を行うこと。
(4)　利用中に心身の状態に変化が生じた場合には、家族等への連絡及び必要な医療機関への受診又は救急対応を行う場合があること。
(5)　他の利用者又は従業者に対する暴力、暴言、ハラスメントその他の迷惑行為があった場合にサービス利用を中止する場合があること。
(6)　交通事情、天候その他やむを得ない事情により、送迎時間又は訪問時間が変更となる場合があること。
(7)　金銭、貴重品等の管理は、原則として利用者又は家族の責任において行うこと。

（緊急時等における対応方法）
第 12 条　従業者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。
２　前項の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（事故発生時の対応）
第 13 条　事業所は､利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
２　事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
３　事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

（身体的拘束等）
第 14 条　事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
２　事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
３　事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
４　事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

（非常災害対策）

第 15 条　看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

２　非常災害に備え、年２回以上の避難訓練を行う。

（虐待の防止）

第 16 条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

(1)　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3)　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定等）

第 17 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2)　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3)　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条　当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)　採用時研修 採用後２か月以内

(2)　定期研修　　年２回以上

２　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 若竹大寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和８年９月１日から施行する。